

土砂災害警戒区域等の指定について

北海道では土砂災害防止法に基づき、日高町の土砂災害危険箇所115箇所について順次基礎調査を行い、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定を進めております。この度日高・門別地区において、下記のとおり指定区域が追加されましたのでお知らせします。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、今後も基礎調査終了次第指定される予定となっており、新たに追加指定された場合は広報紙やホームページ等でお知らせいたします。

(指定権者北海道、平成29年9月29日北海道告示)

1 土砂災害警戒区域

指定区域名	所在地	自然現象の種類
工場の裏沢川	沙流郡日高町富川北4丁目	土石流
土居の沢川	沙流郡日高町字平賀、富川北5丁目	土石流
エショロカン沢川一の沢川	沙流郡日高町字平賀	土石流
水田沢川	沙流郡日高町字平賀	土石流
広中の沢川	沙流郡日高町字平賀	土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

指定区域名	所在地	自然現象の種類
門別富川1	沙流郡日高町富川北4丁目	急傾斜地の崩壊
門別富川2	沙流郡日高町富川北4丁目	急傾斜地の崩壊
門別富川5	沙流郡日高町富川北3丁目、5丁目	急傾斜地の崩壊
門別平賀1	沙流郡日高町字平賀	急傾斜地の崩壊
門別平賀2	沙流郡日高町字平賀	急傾斜地の崩壊
門別富川6	沙流郡日高町富川北3丁目、5丁目	急傾斜地の崩壊
門別富川8	沙流郡日高町富川東1丁目	急傾斜地の崩壊
門別富川9	沙流郡日高町富川東5丁目	急傾斜地の崩壊
日高日高1	沙流郡日高町松風町1丁目、山手町1丁目	急傾斜地の崩壊
日高日高3	沙流郡日高町松風町1丁目、字日高	急傾斜地の崩壊

※なお、公示事項を記載した詳細資料については、総務課情報防災グループにて縦覧しております。

【用語の説明】

「土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)」は土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、地形によって決定します。市町村による警戒避難体制の整備や不動産取引の際の重要事項説明が義務づけられています。

「土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)」は「土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)」のうち、建築物に損壊が生じ、建築物の中の住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

【お問い合わせ】 日高町役場総務課 情報防災グループ 電話 01456-2-5131

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた訓練で、日高町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

(1) 訓練実施日時 平成29年11月14日(火) 11:00ごろ

(2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線から一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 + 「これはテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさい日高です。」 + 下りチャイム音

(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【お問い合わせ先】 日高町役場 総務課 情報防災グループ
電話 01456-2-5131

年末調整について

■ 勤務先に諸控除の申請を

給与所得者の所得税及び復興特別所得税は、通常、事業所が行う年末調整で精算されます。

本年中に扶養親族などに異動があった方や、保険料(生命、地震など)を支払った方は、諸控除の申告書を勤務先に提出してください。

■ 年末調整事務担当者説明会

平成29年分の年末調整の仕方や各種書類の記入方法の説明

【とき】 11月17日(金) 13:30~

【ところ】 門別総合町民センター

〈お問い合わせ先〉 苫小牧税務署 電話 0144-32-3165
日高町役場 税務課 電話 01456-2-6184